(傍線部は、今回施行期日を定める分)

第 公金の 収納事務の デジ タ ル 化及び情報システムの適正な利用等のため \mathcal{O} 規定 の整備に に関する事 **項**

一 公金の収納事務のデジタル化

1 地 方 税 共同 .機構 以 下 機 構 لح いう。 は 歳入等 (地方税そ 0 他 \mathcal{O} 政 令で定めるも Oを除く。

2 及び 4 に お 7 て同 ľ 0) 収納 に関する事 務 0 合理化及び 納 入義務者の 利 便 \mathcal{O} 向 上に 寄与するため、

2 \mathcal{O} 収 納に 関 する事務に関する業務を行うも 0 とすること。 (第二百四 十三条 の 二 \mathcal{O} 七 第 項 関 係

2 普通: 地方公共団 体の 長 は 歳入等 のうち、 納入義務者が総務省令で定める方法により納付するもの

であって、 当該 普通地方公共団体の長が定めるもの (4において「特定歳入等」 という。 の収納に

関する事務につい ては、 機構に行 わ せるものとすること。 (第二百四 十三条の二の七第二項関係)

3 地 方税 法 0 所要の 規定を準用するものとし、 同 法の規定 \mathcal{O} 準用及び適用 に つい て必要な読替えを定

 \otimes るも のとすること。 (第二 一百 四· 十三条の二の 七第四]項及 び第五項関係)

4 総務大臣は 機構による報告があった場合におい · _ 特定徴収金手続用電子情報処理組織の故障そ

の他やむを得ない理由により、 納期限までに歳入等の納付をすべき者であって、 当該納期限までに当

該納付のうち、 特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特定歳入等の納付の全部又は一部

を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、 この法律又は他の法令 (条例を含む。

の規定に かか わら ず、 対象となる特定歳入等 の納付 対象者の範囲及び期日を指定して当該納期限を

延長することが できるも のとすること。 (第二 百四十三条の二の 七 第六項関係)

二 情報システムの適正な利用等

1 普 通 地 方 公共団 体 は、 事 務 \mathcal{O} 種 類及び内容に応じ、 第二条第十四項及び第十五 項 の規定の趣旨 を達

成するため必要があると認めるときは、 情報システムを有効に利用するとともに、 他の普 通 地 方 公共

団体又は国と協力して情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならないものとすること。

(第二百四十四条の五第一項関係)

2 普通 地方公共団体は、 情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない

ものとすること。(第二百四十四条の五第二項関係)

3 普通 地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、 サイバ] セキュリティを確保するための方針

を定め、 及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとすること。 (第二百四十四条の

六第一項関係)

4 総務大臣は、 普通地方公共団体に対し、 3の方針の策定又は変更について、 指針を示すとともに、

必 要な助言を行うものとすること。 (第二百四十四条 の六第三項関係

第二 国民 の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例に関する事項

一 資料及び意見の提出の要求

各大臣 又は 都 道 府県知事 その 他 1の都 道 府県の執行機関は、 大規模な災害、 感染症 のま λ 延その 他その

及ぼ :す被害の程度においてこれらに類する国民 の安全に重大な影響を及ぼす事態 (以 下 国 民 \mathcal{O} 安 全に

重大な影響を及ぼす事態」と総称する。) が発生し、 又は発生するおそれがある場合において、 当 該 国

民 の安全に重大な影響を及ぼす事態 への対処に関する基本的な方針について検討を行う等のため必要が

あると認めるときは、 普通: 地方公共団体に対し、 資料又は意見の提出を求めることができるものとする

こと。(第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二項関係)

二 事務処理の調整の指示

うち、 県の 要なご 速な実施 \mathcal{O} 玉 処 民 各大臣は、 理 措 事 の生命、 法 لح 務 置 律 を確認 を \mathcal{O} \mathcal{O} 又はこれ 間 処理と当 講 国民 身 ず 保するため、 \mathcal{O} 体 調 るよう指 整 又は の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、 該都 に基づく政令 を図 財 る 道 産 示をすることができるものとすること。 都道 必 府県 \mathcal{O} 要が 保 \mathcal{O} 護 府県にお に 区 あ のため より 域 ると認 内 指定都· \mathcal{O} 0 7))措置 市 て、 8 町 るときは、 市 村 (以 下 \mathcal{O} \mathcal{O} 中 事 市 核 務 町 「生命 市 当該 村 (都道 等 \mathcal{O} が 等の X 都 処 道 府 域を超える広域 又は発生するおそれが 理することとされてい 保護 府県に 県 (第二 が 処 \mathcal{O} 一百五· 措置」 . 対 理することとされてい Ļ 十二条 当該 \bigcirc という。 見地 の二十六 調 ある場合に 整 か る事 5 を 义 0 務に 0) る 当 的 た る事 該 確 兀 限 第 め 都 お か る。 に 務 道 つ い て、 必 迅 項 府 \mathcal{O}

三 生命等の保護の措置に関する指示

関

係

1 生命等 す事 て、 各大臣 当 態 に Ò 該 保 係 は 玉 護 る地 民 の措 玉 の安全に重大な影響を及ぼす事 域 民 置 \bigcirc \mathcal{O} 安全 状 \mathcal{O} 的 況 その 確 に重大な影響を及ぼす か 他 つ迅速な実施を確 の当該 国 民 の安全に 態 事 保するため特に必要が \mathcal{O} 規 態が発生し、 模及び 重大な影 態様 響を及ぼ 又は発生するおそれがあ 当該 す事 あると認めるときは、 国民 態 \mathcal{O} 安全に に 関する状 重大な影 況 る場合に を勘定 影響を可 他 \mathcal{O} 及ぼ 法 お 律 V

 \mathcal{O} 規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き、 閣 議 の決

定を経 て、 その必要な限度にお ζ) て、 普通地方公共団体に対 į 当該普通地方公共団体 \mathcal{O} 事 務 \mathcal{O} 処 理

指 示をすることができるものとすること。 (第二百五十二条の二十六の五) 第 項 関 係

2

各 大

臣

は、

1 に

より

指

示をしようとするときは、

あら

かじめ、

当該

指

示

に

係

る

1

の状

況

を適け

切

(C

把

ع

に

つい

て当該生命等の保護

欧州措置

の的

確

か

つ迅速な実施を確保するため

講ずべ

き措置に関

Ļ

必

要な

握 Ļ 1 \mathcal{O} 生 命 等 \dot{O} 保 護 \mathcal{O} 措 置 $\overline{\mathcal{O}}$ 的 確 か つ迅 速 な 実 施 を 確 保 す るた め 講ずべ き措 置 \mathcal{O} 検 討 を行うため、

によ る資 料 又は 意見 \mathcal{O} 提 出 \mathcal{O} 求 \Diamond そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 適 切 な 措 置 を講ずるように努め なけ 'n ば なら な ŧ \mathcal{O}

すること。(第二百五十二条の二十六の五第二項関係)

3 各大臣は、 1 の指示をしたときは、 その旨及びその内容を国会に報告するものとすること。 (第二

百五十二条の二十六の五第四項関係)

四 国による応援の要求及び指示等

1 普通地方公共団体相互間の応援の要求

普通 地 方公共団 体の長等は、 国 民 の安全に重大な影響を及ぼす事 態が 発生し、 又は発生するおそれ

他 が ある場合において、 の法律の規定に基づき応援を求めることができる場合を除き、 生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは 他の普通地方公共団体の長等に対し、

応援を求めることができるものとすること。 この場合において、 応援を求められた普通 地 方公共団体

 \mathcal{O} 長等は、 正当な理由が ない限り、 当該求めに応じなければならないものとすること。 (第二百 五. 十

二条の二十六の六第一項関係)

2 都道府県による応援の要求及び指示

T 都 道 府 県 知 事 は、 玉 民 0 安全に重大な影響を及ぼす事 態が発生し、 又は発生するおそれが あ る場

られるようにするため特に必要があると認めるときは、 他の法律の規定に基づき応援することを求 合に

お

いて、

当

|該都

道

府県の

区域内

の市町村の実施する生命等の保護の措置が

や的確か

つ迅速に

講ぜ

めることができる場合を除き、 市町村長等に対し、 他の市 町村長等を応援することを求めることが

できるものとすること。 (第二百五十二条の二十六の七第一項関係

1 都 道 府県知 事は、 アによる求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、 他の

法律 の規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、 市町村長等に対し、 他の

国ニミが受りの七第二項関係

3 国による応援の要求及び指示

1

て、

当該]

国

民

ア 各大臣は、 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、 又は発生するおそれがある場合にお

事等 (以下3 に お ζ) て 事 態発生 都道府県 \mathcal{O} 知 事 ・等」という。) 及び当該 国 民 \mathcal{O} 安 全に 重大な 影 響

の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し又は発生するおそれがある都道

府

県

()

知

を及ぼ す事 態 が 発生 L 又は発生するおそれが ある市 町 村の長等 (以下3に お 7 て 事 態 発生 市 町村

の長等」 という。 の実施する生命 等 の保 護 の措置が的 確 かつ迅速に講ぜられるようにするた んめ特

に必要があると認めるときは、 他の法律の規定に基づき応援することを求めることができる場合を

除き、 当該事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等(特に緊急を要すると認めるときは、

当該事態発生市町村の長等以外の市町村長等を含む。)に対し、 当該事態発生都道府 県の知事 等又

は当該 事態発生市町村の長等を応援することを求めることができるものとすること。 (第二百五十

二条の二十六の八第二項及び第三項関係)

1 事 規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、 \mathcal{O} 等 都 各大臣は、 文は当時 道 府 県 知 該 事 アによる求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、 事等又は 態発生市 事態発生市 町 村の長等を応援すべきことを指示することができるものとすること。 町村の長等以外の市町村長等に対し、 事 態 当該事態発生 発生都道府県 都 \mathcal{O} 他の法律の 道 知 事等 府県 以外 \mathcal{O} 知

4 職員の派遣のあっせん

第二百

五

十二条の二十六の

八第四

項

関

係

T 都道 は れ \Diamond が ることができるものとすること。 普 他 あ 府県知事 通 の法律 る場合に 地 方公: \mathcal{O} 共 に対し、 おい 規定に基づき職員 寸 体 て、 \mathcal{O} 長等 第二百五十二条の十七第一項の規定による職員 生命 は、 等 の保 玉 \mathcal{O} 民 派遣 護 の安全に (第二百五十二条の二十六の九 の措 のあ 置 を的 っせんを求めることができる場合を除き、 重大な影響を及ぼす事 確 か つ迅速に講 ず 第 態が るため必要が の派遣についてあっ 項関係) 発 生し、 又は あると認め 発生する 各大臣 せ んを求 るとき . 又 は おそ

1 障 の 普 な 通 V) 地 限り、 方公共! 団体 適任と認め の長等は、 る職員を派遣しなければならないものとすること。 アに よるあ 0 せ んが あったときは、 その 所 掌事 務 (第二百五十二条の の遂 行 に · 著 **,** \ 支

二十六の十関係)

第三 地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項

一 市町村と地域の多様な主体の協力

市 町村は、 基礎的な地方公共団体として、 その事務を処理するに当たり、 地域の多様な主体の自主性

を尊重しつつ、これらの主体と協力して、 住民 O福祉の増進 を効率的 か つ効果的 に 図るようにしなけれ

ばならない ものとすること。 (第二百六十条 \mathcal{O} 兀 + 九第 項関係

二 指定地域共同活動団体制度の創設

1 市 町 村長は、一 0 趣旨 を達成するため必要が あると認めるときは、 地域: 的 な共同活動を行う団 体の

うち、 地縁による団体その他の 団体 (当該市 町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構 成 員と

するものに限る。)又は当該団体を主たる構成員とする団体であって、 次に掲げる要件を備える もの

を、 その 申請により、 指定地: 域共同活動団体として指定することができるものとすること。

六十条の四十九第二項関係)

ア 良好 な地域社会の 維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、 地域において住民が 日常生

活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの (以 下 「特定地域 に行う

共同 活動」という。 を、 地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的

イ 民主的 で透明性 \mathcal{O} 高 い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要

件 を備えること。

と認

められること。

ウ 目 的 名称、 主としてその 活動 を行う区域その 他 の総務省令で定める事項を内容とする定款、 規

約その 他 これ らに準ず るも \mathcal{O} を定 め T 1 ること。

工 ア か らウ É でに掲 げ るも \mathcal{O} のほ か、 条例 で 定め る要件を備えること。

2 指定 地 域 共 同 活 動 団体 は、 特定 地 域 共 同 活 動 を他 **の** 地域 的 な共 同 活 動を行う団体と連携 して効率的

カン つ効果的に行うため、 当該: 特定地 域 共同 活 動 と他の地域的 な共同活動を行う団体が行う当該特定 地

域 共 同 活 動と関 連 性が 高 1 活 動との間 0 調 整 を行うよう市 町 村長に求めることができるものとするこ

を講じなければならないものとすること。 (第二百六十条の 四十九第五項関係)

0

場

一合に

お

いて、

市

町

村長

は、

必要が

あると認めるときは、

当 該

調 整

を図

るために必要な措

置

3 市町 村は、 住民の福祉 の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、 指定地域共同活 動団

体 への事務の委託については、 第二百三十四条第二項の規定にかかわらず、 随意契約によることがで

きるものとすること。(第二百六十条の四十九第六項関係)

4 市 町村は、 住民 2の福: 祉 |の増 進 近が効率 的 か つ効果的に図られると認めるときは、 第二百三十八条の四

第 項 \bigcirc 規定 に か かわらず、 特定地 域 共 同 活 動 \mathcal{O} 用に供するため、 行 政財産を指定地 域 共 同 活 動 寸 体

に貸 し付けることができるものとすること。 (第二百六十条の 四十 九 第七 項関! 係

5 市 町 村長 は、 指定地 域共同 活 動 寸 1体に対 Ų 特定地域共 同 活 動 0) 状 況そ \mathcal{O} 他 必 要な事 項 E 関 L 報告

を求めることができるも のとするほ か、 指定 地 域 共 同 活 動 団 体が 1 0 要件を欠くに至ったと認めると

き等は、 その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとすること。 (第二

百六十条の四十九第十項及び第十一項関係)

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第五 施行期日等

この法律は、 公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとすること。ただし、 次に掲

げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとすること。 (改正法附則第一条関係)

1 第五の二に関する規定 公布の日

2 第一の二の3及び4に関する規定 令和八年四月一日

公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

3

第一の一に関する規定

機構は、 第一の一に関する規定の施 行 の日前 においても、 第一 の一の3にお いて準用する地方税法第

七 百四十七 条の八第一項に規定する機構指定納付受託者の指定をすることができるものとすること。

(改正法附則第二条第一項関係)

三 その他所要の経過措置を規定するものとすること。

四 関係法律について所要の改正を行うものとすること。